

法人番号への対応

1 法人番号とは

マイナンバー制度では、個人ごとのマイナンバーのほかに、法人ごとの番号である法人番号が付番され、平成27年10月から各個人・法人に順次通知されます。

法人番号はマイナンバーと同様に、法定調書や申告書、申請・届出書類などを官公署に提出する際に、提出者や支払者の法人番号を記載することとされています。

2 利用制限がなく、利用範囲の拡大が期待される

法人番号には、個人のマイナンバーのような厳格な利用制限がありません。

このため、行政機関による新たなサービス（「国税庁法人番号公表サイト」「法人向けポータル」など）が予定されています。

また、民間での活用が進むことにより、新たなサービスが創出されることも期待されています。